別表２

**就業形態**

ア　正社員  
　　雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者など

を除いた、いわゆる正社員をいう。

イ　契約社員  
　　特定職種（注）に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者をいう。

（注）契約社員における「特定職種」とは、例えば、科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、

医師、薬剤師、デザイナーなどの専門的職種をいう。

※ 定年退職者等の再雇用者であっても、「契約社員」に該当する場合は「契約社員」とする。

※「臨時的雇用者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「契約社員」に該当す

る場合は「契約社員」とし、「嘱託社員」に該当する場合は「嘱託社員」とする。

ウ　嘱託社員  
　　定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者をいう。

エ　出向社員  
　　他企業より出向契約に基づき出向してきている者をいう。出向元に籍を置いているかどうかは問わな

い。

オ　派遣労働者  
　「労働者派遣法（注）」に基づき派遣元事業所から派遣されてきている者をいう。  
　　なお、調査対象事業所が労働者派遣事業を行っている場合、派遣労働者として雇用している労働者に

ついてはその事業所での調査対象としない。  
　「登録型」とは、派遣会社に派遣スタッフとして登録しておく形態をいう。  
　「常用雇用型」とは、派遣会社に常用労働者として雇用されている形態をいう。

（注）「労働者派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等

に関する法律」をいい、派遣元事業所とは、同法に基づく厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生

労働大臣に届出を行っている事業所をいう。

カ　臨時的雇用者 　　　（アルバイト＜日雇）  
　 臨時的に又は日々雇用している労働者で、雇用期間が１か月以内の者をいう。

キ　パートタイム労働者　（会社の保険に加入している）  
　 正社員より１日の所定労働時間が短いか、１週間の所定労働日数が少ない労働者で、雇用期間が１か

月を超えるか、又は定めがない者をいう。

ク　その他　　　　　　　（アルバイト）  
　 ア～キ以外の労働者で雇用している者。（正社員と１日の所定労働時間と１週間の所定

労働日数がほぼ同じで、パートタイム労働者その他これに類する名称で呼ばれる者を含む）